

認知症の人が安心して暮らせるように
高齢者等「見守りシール」を
ご利用ください

市は、認知症の人が行方不明になった際に、衣服などに貼られた「見守りシール」のQRコードを発見者にスマートフォンで読み取ってもらうことで、迅速な保護につなげる取り組みを始めました。
シールの申し込みなど詳しくは、高齢福祉課（☎47-7416）へ。



●サービス内容

見守りシールには、事前に登録した高齢者の情報（個人情報を含まない）をスマートフォンなどで読み取ることができるQRコードが印字されています。QRコードが読み取られると、高齢者の家族などに自動で発見通知メールが届きます。

●「見守りシール」をつけた人が困っている様子なら



正面からやさしく声をかけて、自宅に帰ることができずに困っている場合は、シールのQRコードを読み取り、表示される画面から現在地などをお知らせください。

市民アンケート調査にご協力を

市は、長期的な視点に立ち、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくため、大垣市未来ビジョン第2期基本計画（計画期間：令和5～9年度）の策定を進めています。
策定に向けて、市の取り組みなどに対する市民の皆さんの考えや意向を把握するためのアンケート調査を行います。
4月下旬に、無作為に抽出した3,000人に調査票を郵送しますので、ご協力をお願いします。
詳しくは、地域創生戦略課（☎47-8216）へ。



- ◆回答方法／5月16日までに、郵送（返信用切手不要）またはインターネットで回答
- ◆備考／無記名のアンケート方式で、結果は統計的に処理します

浄化槽の設置に補助
着工前に必ず申請を

- 市は、水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。
なお、補助金を申請する前に補助金事前確認書、工事を着工する前に補助金申請書を市に提出する必要がありますので、ご注意ください。
詳しくは、環境衛生課（☎47-8574）へ。
- ◆対象浄化槽／50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの
 - ◆対象地区／大垣地域は下水道事業計画区域外等の地区、墨俣地域は下水道事業計画区域外の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区
 - ◆対象建物／設置後の維持管理責任が明確な家屋 ※合併処理浄化槽の更新（入れ替え）などの場合や建売住宅・アパート・店舗・事務所などの浄化槽工事は補助対象外
 - ◆補助限度額／右表のとおり

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	93万9,000円
21～30人槽	147万2,000円
31～50人槽	203万7,000円

病児保育室ピーカブー
ご利用ください

- 病児保育室は、お子さんが病気あるいはその回復期にあり、保育園や小学校、家庭などで保育ができない場合に、医師・看護師・保育士が連携して、お預かりする施設です。
- ▶対象／市内在住の小学3年生までの子
 - ▶利用時間／平日：午前8時～午後6時、土曜日：午前8時～午後0時30分（日曜日、祝日、年末年始などは休み）
 - ▶開設場所／児玉レディスクリニック（高砂町）
 - ▶定員／4人
 - ▶利用料／1人1日あたり2,000円 ※生活保護世帯と市民税非課税世帯は、免除制度あり（事前申請）。3人以上の多子世帯は、補助制度あり（事後申請）
 - ▶備考／利用には、事前登録と前日までの予約が必要
 - ▶問合せ／病児保育室ピーカブー（同クリニック内、☎82-1155）または、保育課（☎47-7096）へ



新規事業

子ども食堂運営に補助

- 市は、無償または低価格で食事を提供する「子ども食堂」を運営する団体を対象に、補助金を交付します。
- *対象／子ども食堂を月1回以上（学校の長期休業期間中に実施する場合は計8回以上）開催し、1回10食以上の食事を提供する団体
 - *対象経費／賄材料費、使用料、保険料、光熱水費など

- *支給金額／上限20万円（補助率10/10）※実施回数に1万円を乗じた金額または20万円のいずれか少ない金額
- *支給期間／最長5年間
申請方法など詳しくは、子育て支援課（☎47-7064）へ。



新規事業

養育費の取り決め経費に補助

- 市は、離婚などの際に公正証書や調停調書などで、養育費の取り決めをした場合の経費に対して補助金を交付します。
- *対象／20歳未満の子どもを養育するひとり親
 - *対象経費／公証人手数料、収

- 入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代 ※令和4年4月以降の支払い経費に限る
- *支給金額／上限2万円（補助率10/10）
申請方法など詳しくは、子育て支援課（☎47-7092）へ。

- ※今年度から汲み取り便槽からの転換に係る撤去費および宅内配管工事費が補助対象になりました
- ※現在、単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用しており、同一敷地内で合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費について9万円を上限に加算し、宅内配管工事費は30万円を上限に加算（建替・増改築を除く）

取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃を行ってください
【大垣地域】大垣メンテナンス（☎78-9086）
【上石津地域】＜牧田・一之瀬地区＞養清興業（☎32-0586）
＜多良・時地区＞中央清掃垂井営業所（☎22-0852）
【墨俣地域】中央清掃墨俣営業所（☎62-5266）
- ②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃の日程を連絡するなどし、作業を進めてください
- ③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理（法定検査、保守点検、清掃）を行ってください